○沖縄総合事務局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
島尻郡南風原町字与那覇御山武原四六四番一から同町字与那覇御山武原四六五番三まで	前	二四・〇〇～四〇・〇〇（メートル）	〇・三二八（キロメートル）
	後	二四・〇〇～三三・五〇（メートル）	〇・〇三八（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五百六号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
豊見城市字平良勘定原四五五番三から同市字平良勘定原四四三番一まで	前	九二・〇〇～一五八・〇〇（メートル）	〇・一〇八（キロメートル）
	後	八四・〇〇～一四八・〇〇（メートル）	〇・一〇八（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県中頭郡北谷町字伊平伊礼原二二七番から同町字伊平伊礼原二一六番まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県宜野湾市大謝名一丁目四七番から同市大謝名一丁目四二番まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成26年３月31日

東北地方整備局長　小池　剛

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
→一般国道４号	宮城県栗原市築館源光101番7から同市志波姫堀口西風前4番まで
→一般国道７号	秋田県大館市沼館字神田表139番地先から同市商人留字坂下52番１地先まで
→一般国道45号	青森県八戸市大字十日市字上谷地28番１から同市大字櫛引字長平６番２まで
→一般国道45号	岩手県宮古市松山第７地割22番１から同市上鼻２丁目40番１まで
→一般国道45号	岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村10番２から同村第16地割字天拝坂43番１まで
→一般国道46号	岩手県盛岡市永井１地割字高屋149番１から同市飯岡新田８地割125番１まで
→一般国道108号	宮城県大崎市古川鶴ヶ埣字新江南20番２から同市古川旭六丁目４番１まで
日本海沿岸東北自動車道	秋田県大館市商人留字坂下52番１地先から同県鹿角郡小坂町小坂字田沢32番42地先まで

2　指定する期日　平成26年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年３月31日

東北地方整備局長　小池　剛

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
→一般国道４号	宮城県栗原市築館源光101番7から同市志波姫堀口西風前4番まで
→一般国道７号	秋田県大館市沼館字神田表139番地先から同市商人留字坂下52番１地先まで
→一般国道45号	青森県八戸市大字十日市字上谷地28番１から同市大字櫛引字長平６番２まで
→一般国道45号	岩手県宮古市松山第７地割22番１から同市上鼻２丁目40番１まで
→一般国道45号	岩手県下閉伊郡普代村第12地割字中村10番２から同村第16地割字天拝坂43番１まで
→一般国道46号	岩手県盛岡市永井１地割字高屋149番１から同市飯岡新田８地割125番１まで
→一般国道108号	宮城県大崎市古川鶴ヶ埣字新江南20番２から同市古川旭六丁目４番１まで
日本海沿岸東北自動車道	秋田県大館市商人留字坂下52番１地先から同県鹿角郡小坂町小坂字田沢32番42地先まで

2　指定する期日　平成26年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すことともに、道路に隣接するため施設等に出入りするため恐れがあるので、車線からはみ出さむを得ず車線から一時はみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。